

照明器具等判断基準小委員会の公開について

総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会照明器具等判断基準小委員会の公開については、以下によるものとする。

1. 議事要旨については、原則として小委員会開催翌々日までに公開する。
2. 議事録については、原則として小委員会開催後 1 ヶ月以内に作成し、公開する。
3. 配付資料は、原則として公開する。ただし、個別企業の秘密に属する情報等が含まれる資料は、非公開とする。
4. 小委員会は、原則として公開する。ただし、個別企業の秘密に属する情報等が含まれる回は、非公開とすることがある。
5. 小委員会の開催日程については、事前に周知するものとする。